

日高町における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

日高町長 大 鷹 千 秋

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

日高町全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 1 5 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	個人	163 経営体
	法人	75 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

酪農や肉用牛、軽種馬等畜産を中心に、水稻・畑作などの基幹作目と振興作物による施設野菜との複合化を推進し、所得の安定化を図る。

今後、農業者の減少が予測される中、新規就農者の支援体制見直し・検討を行い、町・JA 等関係機関が連携を密にし、新規就農を促進させ地域農業の活性化を図る。

7. 人・農地プラン実質化の取組み

地域の話合いを再活性化して、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」を地域の農業者と町や関係機関で話合いの場をつくり検討していく。 以上